

特定信書便事業許可申請書

平成 年 月 日

総合通信局長 殿

(ふりがな) まるまるけんまるまるしまるまるちょう  
住 所 県 市 町 丁目 番地 号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ まるまるまるまる  
氏 名 株式会社

だいひょうとりしまりやく まるまる まるまる

代表取締役



民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第29条の規定により、特定信書便事業の許可を受けたいので、別紙のとおり申請します。

## 1 事業計画

### (1) 特定信書便役務の種類

- イ 長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（法第2条第7項第1号に規定する特定信書便役務）
- ロ 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの（法第2条第7項第2号に規定する特定信書便役務）
- ハ 料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するもの（法第2条第7項第3号に規定する特定信書便役務）

### (2) 信書便物の引受けの方法

#### イ 上記(1)イの場合

- (イ) 電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は(会社名)(以下「当社」という。)営業所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。
- (ロ) あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者の間を当社配送員が巡回して、通数その他必要事項を確認した上で、手渡しで引き受ける。
- (ハ) あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、各集配箇所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。

#### ロ 上記(1)ロの場合

電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は当社営業所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。

#### ハ 上記(1)ハの場合

- (イ) 電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は当社営業所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。
- (ロ) あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者の間を当社配送員が巡回して、通数その他必要事項を確認した上で、手渡しで引き受ける。
- (ハ) あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、各集配箇所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。

(3) 信書便物の配達の方法

- イ 当社配送員が差出人から引き受けた信書便物を、送り状又は信書便物の表面（以下「送り状等」という。）に記載された受取人（配達先が住宅の場合はその配達先における同居者又はこれに準ずる者、配達先が住宅以外の場合はその管理者又はこれに準ずる者を含む。）に対面で引き渡す。ただし、差出人の申出により当該信書便物を引き渡す際に当該受取人から配達完了の受領印又は署名を求める。
- ロ 当社配送員が差出人から引き受けた信書便物を、送り状等に記載された受取人の郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含む。）又はメール室（法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいう。）に配達する。

(4) 法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

イ 提供区域

県 市

ロ 信書便物の送達に用いる送達手段

普通自動車、小型四輪自動車、軽四輪自動車、小型二輪自動車、軽二輪自動車、第一種及び第二種原動機付自転車、軽車両（自転車）

ハ 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項

信書便物が差し出された時から3時間以内に送達するという役務の特性に鑑み、信書便物の送達に当たって遵守すべき道路交通法の規定及び同法に基づく命令のうち特に次に掲げる事項を遵守して信書便物を送達する。

(イ) 普通自動車、小型四輪自動車、軽四輪自動車、小型二輪自動車、軽二輪自動車、第一種及び第二種原動機付自転車の場合

- ・ 道路交通法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為の防止
- ・ 同法第66条の2第1項に規定する過労運転の防止
- ・ 同法第74条の3に規定する安全運転管理者による的確な業務の実施
- ・ 同法第75条第1項第7号に規定する自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為の防止

(ロ) 軽車両（自転車）の場合

- ・ 道路交通法第7条に規定する信号に従う義務
- ・ 同法第8条第1項に規定する通行の禁止
- ・ 同法第19条に規定する並進の禁止
- ・ 同法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為の防止
- ・ 同法第52条第1項に規定する点灯の義務
- ・ 同法第53条第1項に規定する合図をする義務

- ・同法第63条の4第2項に規定する歩道通行時における歩行者通行妨害の禁止
- ・同法第66条の2第1項に規定する過労運転の防止

## 2 他に行っている事業の種類

一般貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業